

西米良村告示第22号

令和元年第3回西米良村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月26日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 令和元年9月6日（金）

2 場 所 西米良村役場議場

○開会日に応招した議員

黒木 竜二君	児玉 義和君
中武 智和君	白石 幸喜君
上米良 玲君	瀨砂 征夫君
上米良秀俊君	瀨砂 恒光君

○9月6日に応招した議員

同 上

○応招しなかった議員

令和元年 第3回（定例）西 米 良 村 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年9月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和元年9月6日 午後2時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 諸般の報告 国道改良整備調査特別委員会
- 日程第5 行政報告 ㈱「米良の庄」の経営状況
- 日程第6 決算審査報告 平成30年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算審査報告
- 日程第7 財政健全化審査報告 平成30年度財政健全化審査及び地方公営企業経営健全化審査報告
- 日程第8 報告第4号 西米良村における財政の健全化判断比率及び地方公営企業の資金不足比率について
- 日程第9 報告第5号 専決処分した事件の承認について（平成31年度西米良村一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第38号 西米良村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第39号 西米良村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第40号 菊池奨学資金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第41号 財産の取得について
- 日程第14 議案第42号 平成31年度西米良村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約について
- 日程第15 議案第43号 平成31年度西米良村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第44号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補

正予算（第1号）

- 日程第18 議案第46号 平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算
（第2号）
- 日程第19 議案第47号 平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第
1号）
- 日程第20 議案第48号 平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第49号 平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第50号 西米良村教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第23 認定第1号 平成30年度西米良村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第2号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第25 認定第3号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳
入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第4号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第27 認定第5号 平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算
認定について
- 日程第28 認定第6号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第29 認定第7号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定につ
いて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 諸般の報告 国道改良整備調査特別委員会

- 日程第5 行政報告 (株)「米良の庄」の経営状況
- 日程第6 決算審査報告 平成30年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算審査報告
- 日程第7 財政健全化審査報告 平成30年度財政健全化審査及び地方公営企業経営健全化審査報告
- 日程第8 報告第4号 西米良村における財政の健全化判断比率及び地方公営企業の資金不足比率について
- 日程第9 報告第5号 専決処分した事件の承認について（平成31年度西米良村一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第38号 西米良村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第39号 西米良村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第40号 菊池奨学資金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第41号 財産の取得について
- 日程第14 議案第42号 平成31年度西米良村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約について
- 日程第15 議案第43号 平成31年度西米良村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第44号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第46号 平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第47号 平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第48号 平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第49号 平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第50号 西米良村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 認定第1号 平成30年度西米良村一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第24 認定第2号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第3号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第4号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第5号 平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第6号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第7号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定について

出席議員（8名）

1 番	黒木 竜二君	2 番	児玉 義和君
3 番	中武 智和君	4 番	白石 幸喜君
5 番	上米良 玲君	6 番	濱砂 征夫君
7 番	上米良秀俊君	8 番	濱砂 恒光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	濱砂 雅彦君	書記	前田 里菜君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

村長	-----黒木 定藏君	副村長	-----梅本 昌成君
----	-------------	-----	-------------

教育長	-----	古川 信夫君	総務課長	-----	牧 幸洋君
むら創生課長補佐	-----	土居 博和君	会計管理者	-----	土持 光浩君
福祉健康課長	-----	吉丸 和弘君	村民課長	-----	田爪 健二君
建設課長	-----	上米良 敦君	農林振興課長	-----	濱砂 亨君
教育総務課長	-----	山田 高大君	代表監査委員	-----	黒木 正近君

午後2時15分開会

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 恒光君） ただ今の出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和元年第3回西米良村議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（濱砂 恒光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番 上米良 玲君、6番 濱砂 征夫君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（濱砂 恒光君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第3回定例会の会期は、先の議会運営委員会において、本日から9月13日までの「8日間」と予定していますが、決定してご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、会期は、8日間と決定しました。

なお、会期中の会議日程と本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承ください。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった 6 月以降の例月現金出納検査及び役場新庁舎並びに学校の備品検査の監査意見に関しましては、各議員のお手元に配付しております、写しのとおりでありますので、ご了承願います。

日程第 4. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 4、引き続き諸般の報告を行います。

この報告は、会議規則第 1 2 4 条の議員派遣による調査報告であります。

国道改良整備調査特別委員会委員長 白石 幸喜君の登壇を願います。

○国道改良整備調査特別委員会委員長（白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 委員長 白石 幸喜君。

○国道改良整備調査特別委員会委員長（白石 幸喜君） それでは、三市町村議会国道整備促進合同協議会による令和元年度国・県への要望活動についてご報告をいたします。

要望内容は、国道 2 1 9 号の西都市（瓢箪淵）から西米良村（小春）間における未改良区間の早期整備促進、地域高規格道路宮崎東環状道路を形成する広瀬バイパスの早期整備促進、湯前町上里工区付近における歩道の整備促進、並びに「道路整備促進のための予算確保」についてであります。

この要望活動につきましては、三市町村において西都市から本村を通り湯前町までの現地調査を 5 月 16 日に実施しており、その内容を踏まえての要望であります。

まず、宮崎・熊本両県への要望活動ですが、7 月 10 日に実施をいたしました。

本村議会からは、協議会の会長であります濱砂 恒光議長、国道改良整備調査特別委員 2 名が参加、村当局より黒木 定藏村長、梅本副村長、上米良建設課長及び担当者の皆さまに支援者として、ご同行いただいております。

西都市からは、中武議長ほか 7 名、湯前町からは倉本議長、長谷町長様含め 7 名の参加となっております。

今回は宮崎県への要望活動のみ、ご報告をいたします。

河野県知事及び県土整備部へ提言書をもって要望の趣旨説明を行いました。

知事よりは、国道219号線は重点的に整備を行う必要があることを十分認識しており、要望に沿うよう努力していくとの回答があり、国に対しても継続的な要望活動の必要性を述べられました。

県土整備部では、総括次長ほか7名が対応され、国道219号は県内路線でも重点的に整備を進めており、現在施工中の区間が完成次第、新たな区間を設定し整備を進めていきたいとの回答がありました。

次に、国への要望活動ですが、7月22日から23日にかけて実施をいたしました。

本村議会からは、濱砂議長、国道改良整備調査特別委員長2名が参加、村当局より黒木 定藏村長に支援者としてご同行いただいております。

西都市は、中武議長、橋口委員長及び押川市長、金田建設課長、湯前町は、倉本議長、遠坂委員長の参加となっております。

国土交通省九州地方整備局では、甲斐地域道路課長、辻地域道路調整官に対応いただき、国土強靱化の緊急対策事業で、令和2年度までは現状を踏まえた予算確保ができていたが、その後は未定である。しかし、三市町村の主要幹線道路として認識しており、国土強靱化基本計画に基づき、引き続き支援をしていく。

次に、国土交通省本省では、長橋道路局次長に対応いただき、今回の説明を聞き、九州中央山地の主要幹線道路として改めて認識した。道路を取り巻く環境は年々厳しくなっているが、それぞれの事情をしっかりと勘案し支援していく。と、それぞれの回答がありました。

なお、対応者以外の大員ほか国土交通省関係各部署には、濱砂議長より担当者へ提言書をお渡しする要望活動となっております。

また、5名の県選出国会議員にも要望を行いました。松平新平参議院議員以外には不在であり、濱砂議長より各事務所秘書へ提言書をお渡しする要望活動となっております。

松平議員は、地方道路の改良や整備はまだまだ必要との認識であり、予算を確保することで今後の支援につなげていきたい。という話をされておりました。

各要望活動をとおり、執行部はもちろんです、関係機関・部署と密接に連携しながら継続的な要望活動が必要だと強く感じたところであります。

最後に、各要望活動につきましては黒木 定藏村長はじめ各首長様にご同行いただき、力強いご支援のご挨拶をいただいております。誠にありがとうございました。以上で報告を終わります。

日程第 5. 行政報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 5、行政報告であります。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により「株式会社米良の庄」の経営状況について説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 行政報告の前に、一言お許しをいただきまして、ご挨拶を申し上げます。本日から 13 日の間の 8 日間、第 3 回西米良村議会定例会を開催いただき、ご審議いただきますことを厚く御礼申し上げます。本会議は、もうご存知のとおりであります、一部補正もございますが、決算認定という、1 年間の本村の動きをつぶさにご審査いただくことになっております。どうぞよろしくご審議いただきますように、お願い申し上げます。

それでは、ただ今上程いただきました「株式会社米良の庄」の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりまして、ご報告を申し上げます。

米良の庄の運営は、平成 30 年度に 24 期目を迎え、その設立の目的に沿って本村の活性化、観光振興、交流対策の振興に努めているところであり、にしめら温泉ゆた〜とをはじめ、管理施設の運営に加え、四季のイベントの実施などによる、魅力づくりなど、積極的に展開をいたしているところであります。

さて現在、国内経済は緩やかな回復の傾向にあると言われますが、一方では人口減少社会、高齢化社会など、依然として大きな問題を抱え、それに伴う慢性的な人手不足などの社会問題も顕著化し、各種産業の維持拡大に向けた取り組みに大きな影響を及ぼす状況にあると言えます。村内にあっては昨年 3 月の国道 219 号鶴瀬の法面崩

壊によりまして、長期間にわたる全面通行止めが発生したほか、大雨や台風の襲来を受けるなど、自然災害による観光客の減少、近年の観光ニーズの多様化などが影響し、観光産業を主体とする米良の庄の経営を大きく圧迫する、極めて厳しい年となりました。

それでは、各事業別にご説明申し上げます。

まず、LPガス販売事業でございますが、売り上げが2,193万3,000円で、対前年比103%となり、安定した売り上げ及び利益確保ができている状況にあります。

次に、特産品加工販売事業は、売り上げが409万円で、対前年比104%となりました。主力商品の煮しめらコロッケの知名度も上がり、また、売り出しの際に本村の売れ筋商品を置きながら販売するなどの工夫も行いましたところ、安定した業績となってきております。

次に、観光施設関係でございますが、温泉施設は売り上げが9,824万9,000円で、1億円を割り込み、対前年比97%、324万円の減収となりました。年間を通じまして四季のイベントや地元食材を使ったフェアなど、誘客を進めておるところであります。入浴者数も対前年比92%の5万1,603人であり、先に述べました国道の通行止めが影響し、特に上半期が厳しい状況にあります。夏場の川床での集客で少しは取り戻したものの、その後の自然災害や道路事情による影響が大きくて、厳しい運営環境にありました。

次に双子キャンプ場でございますが、売り上げが1,442万2,000円で、対前年比97%。約45万円の減収となりました。宿泊客数も対前年比92%、4,904人でしたが、日曜・祝日の宿泊はほぼ満室状態でございます。ただし、一方では平日や閑散期の宿泊をどう確保するのかや、施設の改修など、誘客環境を改善してまいる必要があると存じているところであります。

最後に村所驛物産館でございますが、売り上げが1,613万1,000円で、対前年比104%。約57万円の増収となりました。前年度から始めました弁当販売が好調で、同時にジビエ商品の売り上げも伸びてきておるところであります。

これらを踏まえました米良の庄の全体の損益につきましては、委託料収入の1,664

万4,000円を含めた売上総額が1億5,521万6,000円となりました。売上原価及び一般管理費を差し引きました営業損失はマイナス1,949万7,000円となりましたが、営業外収益で取り扱っております補助収入1,963万9,000円によりまして、差し引きまして、当期の利益がマイナスの45万7,000円で決算をいたしましたところであります。なお、当期におきましては41万円の減価償却も行っておりますので、それと比較しますとほぼゼロに近い状況ではございました。

現在、米良の庄は従業員26名の大きな雇用を抱える事業所でございます。従業員の給与ほか、各種取り引き等による村内の個人や事業所への波及効果も大きなものがあると思っております。何度も申しておりますが、台風や大雨などの自然災害による影響、またそれに伴う国道の通行止めの影響が毎年のように続いておりまして、今年も5月に瓢箪淵での通行止めが発生するなど、村内観光施設はどこも大きな影響を受け、大変厳しい営業環境が続いているところであります。ぜひともただ今委員長報告がありましたように、国道等の改良、そして安全で安心な道づくり、さらに本議会でも取り組みいただきますように、あわせてお願いも申し上げるところであります。

しかし、地域に貢献する会社として役割を再認識し、また、新たに開業したステラスポーツの観光連携を含め、常に経営改善に努めながら、安定的な事業展開を今後も目指して、しっかりと取り組むことを申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（濱砂 恒光君） これで行政報告を終わります。

日程第6．決算審査報告

日程第7．財政健全化審査報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第6、決算審査報告、日程第7、財政健全化審査報告を一括議題とします。

平成30年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算審査報告、平成30年度財政健全化審査及び地方公営企業経営健全化審査報告を上程します。

黒木代表監査委員会のご報告をお願いいたします。

○代表監査委員（黒木 正近君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 黒木代表監査委員

○代表監査委員（黒木 正近君） それでは、平成30年度の西米良村一般会計、特別会計決算審査についてご報告をさせていただきたいと思います。

まず第1ページをめくっていただきたいと思います。審査の概要であります、まず最初の審査の対象であります。これにつきましては、一般会計ほか特別会計、7つの会計の審査を行いました。それから、審査の期日ですけれども、令和元年7月16日から8月の27日まで実施をいたしまして、27日には課長ほか職員の主査以上の皆さん方に集まっていただきまして、説明をいたしまして、いろいろ意見を調整させていただくということを、昨年から実施しておりましたけれども、今回はほとんど意見はなかったということであります。9月の2日に村長のほうにご報告をさせていただいたところであります。

3番目の決算の調書並びに提出時期につきましては、法定の期限内に全て行われております。それから審査の方法であります、ここに12項目ほど挙げておりますけれども、今回は特に6番目の収入支出が合法的に行われているか、それから事務事業が効果的に行われているか。9番目の法令・条例に違反するような経理はないかということで、実施をしております。

私も今回5回目の決算審査をいたしましたけれども、1、2、3というのはこれまで重点的にやってまいりましたが、この部分につきましては、例月の出納検査をきっちりやっておけば、決算はそれの積み上げでございますので、これについては今回はそれほど重点的にということではありませんでした。

4年前のあの痛ましいと言いますか、残念な結果につきまして少し、もう忘れかけになっておりますので、振り返らせていただきたいと思います。これにつきましては、ちょうど監査委員を任命していただきまして最初の例月出納検査でございました。そのときに、会計管理者から提出された計算書、これを見ておりましたところ、運用ということで1,800万円余りの数字が、ちょっと不明な部分がありまして、担当者にこれはどこに行っとるのかという話をしましたところ、病院に貸し付けておりますという話でありました。通常、会計間の貸し付けをするのは1,000万円単位で行います。例えば2,000万円とか3,000万円でするんですが、そこに端数が円単位まで出ているというのが、まずそれを見たときに、これはちょっとおかしいん

じゃないかということですね、話をしたところ、その日のうちには原因が分かりませんということでしたので、次の例月までの宿題だということで、きちんと説明ができるように、行き先あるいは書類の間違いなのか、そこを鮮明にしておいてくださいということでおったんですが、翌月の監査の前日に、1週間審査を延ばしてくださいという電話がありまして、延ばすのはいいけど、中身はどういうことかと言ったら、大変なことになりそうです、ということが発端でありましたので、例月検査の中で、きちっとしたことができておれば、決算についてはきちっと把握できるということを痛感をいたしておりますので、そういう考えのもとに、今回は実施をさせていただきました。

次の2ページであります、審査の結果につきましては、記述上はいずれも正確に行われておりまして、何ら問題はないということですが、ただ一般会計と国民健康保健の診療施設については、部分的に説明をさせていただきますが、その他の会計につきましては、問題はありませんので、書類報告とさせていただきたいと思います。

一般会計の5ページをお開きいただきたいと思います、これは毎年示しておりますとおりでありまして、依存財源と自主財源の割合というものをここに出しております。自主財源の基盤であります村税というのがほとんど伸びがないというのが現状であります。むしろ償却資産等が減少傾向にあるということで、自主財源の確保という基本がやや欠けておるなというふうな気がいたしております。そういうことから、下書いておりますように、ふるさと納税などを積極的に進めて財源の確保を図る必要はないものだろうかということを記しております。繰入金が全体の67%、自主財源のうちですね、占めておるということで、これは当然庁舎建設等がありましたので、庁舎建設が半分以上は繰入金で賄われておりますので、庁舎整備に4億2,700万円ぐらい出ております。それから減災基金として5,000万円出ております。それから財政調整基金は1億300万円出ておりますけれども、そのほとんどが、また積み戻されておりますが、ふるさと振興基金につきましては1億9,600万円崩されておりますが、ほとんど戻っていないということであります。それから地方交付税が依存財源の主でありまして、71%ということになります。依存財源ですね。これ

については普通交付税と特別交付税、この2つを積み上げたものであります。

次のページの6ページを見ていただきますと、交付税の5年間の状況が出てまいります。臨時財政対策債というのは、これは、利息も元金も交付税で見いただきますので、第3の交付税と言われるものであります。その3つを合計いたしますと、年々減少しておるということでもあります。ただ、普通交付税につきましては、新聞の報道によりますと、平成31年度は9億9,700万円余りということで、4,500万円ぐらいの増になっておりますが、昨今の全国各地の災害状況を勘案しますと、特別交付税が若干減ってくるんだらうなということは予測ができますので、相対的にどうなのかと、臨時財政対策債も年々減少していますので、これが増えるということはずあり得ません。そのこのへんは十分に認識しておく必要があると思います。

それから28ページをお開きいただきたいと思います。ここには、基金の運用状況というのが出ておりますが、まず第1番目の財政調整基金、これにつきましては先ほど申し上げましたように、1億300万円が取り崩されて、1億200万円がまた積み戻されておるということで、財政調整の役目を十分果たしておると思います。

それ以下につきましては、これは目的基金でありますので、その目的に沿って使用するという事は当然のことでありまして、減災基金については起債の返還等についての予算として使われておると。それから11番目の庁舎の整備基金につきましては、ご案内のとおりです。8億円近くあった部分につきまして、2年間でその目的を終わったということでもあります。

ただ問題は、ふるさと振興基金なんですが、これが1億9,676万1,000円取り崩されまして、25万円しか積み戻しをされていないということでもあります。このふるさと振興基金の目的というのは何かといいますと、条例の中で歴史、伝統、文化、産業などの魅力的な地域づくりのために使いますよということはどうなっていますが、この基金がどこに使われたのかということは、担当者も明確には答えられませんということですから、財政調整基金と同じような目的で使われているということで、条例からいいますと、やや適正ではないかなというふうな思いがいたします。

この基金が、ほとんど同額に近い金額がですね、ふたば園の整備基金と双子キャンプ場の整備基金、これが新たに積み立てられて、1億8,200万円ぐらい積み立て

られておりますので、ふるさと振興基金がこっちのほうに回ったと言っても過言ではないのかな、というふうな分析をしておるところであります。

次に24ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、財政構造の弾力性の確保というようなことで、経常収支比率の推移というものをここに5年分掲載しておりますけれども、平成26年度から少しずつ上がっておりまして、平成30年度が90.2%ということであります。先ほども申しましたように、ふるさと振興基金や村有林の売却などである程度財源を補填しておりますので、そういう部分が3～4%ぐらい抑制していると思われますから、厳密に言えば93～94%に経常収支はなるんじゃないかということであります。適正な数字というのは80%というのが基準でありますので、それを上回ると少し問題がありますよということですが、現状の全国の市町村の状況を見ても、だいたい90%を超えている団体というのが大半であります。非常にどこの自治体も厳しいということで、現状では問題はないというふうに思いますが、ただ、今後ですね、人件費それから物件費というのが増えてくる要素がかなりあります。

まず人件費につきましては、ご案内のとおり来年度から正職員と非正職の方、臨時の職員ですね、こういう人たちについては通勤手当あるいはボーナスを、正規の職員と同じような処遇をなさいたいというのが言われておりますので、本村の関係では30人ぐらいの非正規の職員の方々が働いておられます。だいたい事務関係で6,800円から、技術関係で1万円ぐらいだと思いますが、今後はそれだけ払っておけばもういいですよということではなくて、通勤手当も払いなさいとかなってきますと、かなりの人件費の増というものが見込まれるということですね。

それから物件費につきましては、新庁舎を新たに建てました。決算の30年度については新庁舎部分の経費はほとんど入っていません。それぞれ職員の人たちは分散していますけれども、そこではある程度の経費の伸びというものは当然ありますが、新しい施設に対して今度はそれが増えてくるということも当然考えられますし、小中学校も冷暖房を付けました。その経費も上がるでしょう。それから認定保育所の新設等の経費も、今後も施設が新しくなれば、物件費というものは伸びてまいります。そこらへんを十分意識しながらやっていかないと、経常収支というものは極めて100に近

くなるということですね、認識しておく必要があるのではないだろうかということでもあります。

それから診療所について少し述べておきたいと思いますが、34ページをお開きいただきしたいと思います。この中で概況の中に単年度の収支が三角の一番下ですね、258万5,000円の赤字ということであります。幸いにして前年度からの繰り越しが1,004万7,000円ありましたので、それでなんとかこの範囲で収まっているということで、単年度の会計状況から見てみますと黒字なんですが、前年度の繰越分を差し引きますと赤字になってしまうということで、非常に厳しい経営ということではありますが、ただ、これについてはですね、人口が減少しているなかで、非常に頑張っておると言わざるを得ません。患者数を見ていただきますと、35ページですね、前年度からすると若干減っております。800人近く減っておりますし、診療収入も600万円ぐらい減っておるということでもあります。繰入金が34ページの下から4番目ぐらいにあります、1億6,421万5,000円ということでもあります。そのうち一般会計からの繰り入れは8,547万4,000円ということではありますが、この繰入金というのはですね、一般会計の分につきましては、診療所は救急病院の告示診療所でありますから、特別交付税として一般会計の中に6,100万円国から入ってきます。ですから、実質的には2,400万円ぐらいしか単独分はですね、出ていないというふうに理解をしていただきたいと思いますし、1億6,000万円のうちのあとの半分ぐらいはですね、調整交付金と調整診療施設運営交付金ということで、運営交付金が6,000万円ぐらい、国民健康保健の会計に入ってきます。それから、次のページで出てきますけども、機械やらを新しく購入しておりますが、これに対する調整交付金、そういうものがありまして、7,500万円ぐらいは国からの交付金等々で賄われておるということで、ですから非常に診療所があるということに助かっておるということは、認識をしておっていただきたいと思います。

36ページの医療費のところを見ていただきますと、平成29年度は決算がですね、4,569万9,000円でしたけれども、平成30年度は7,800万円余りになっています。これは古くなったレントゲンとかですね、いろいろなものを買い換えたということでもありますので、それはもう、当然やっていかなければならないことであ

ります。幸いなことに、公債費が減っております。来年度はゼロになります。建物を建て替えたときの部分の借入れがなくなってきたということでもあります。

以上のようなことで、診療所も一生懸命頑張っておるということだけは申し添えておきます。

それでは、最後のほうですね、決算の結びというところで、48ページですが、これについて主なところだけ朗読させていただきます。真ん中からちょっと下のところから朗読いたします。

事務事業については平成30年度に表彰された、平成29年度の特定健診の受診率が79.7%ということで全国1位となり、厚生労働大臣の表彰を受けたということでもあります。これにつきましては、非常に特定健診の受診率というのは、どこの自治体も低いわけであります。これは比較的、例えばメタボとかですね、そういう人たち、比較的何も症状がない人たちですから、体重が100kg近くで、腰周りが100cmぐらいあっても、なかなか特定健診を受けてくださいと言っても受けてくれませんので、そういう部分については非常に頑張っとるんだなというふうに思います。村長が近年常々言っておられますけれども、働き盛りの人たちの健診率を上げんにやいかんとじゃ、健康であってこそこの小さな村が生きのびる道だ、ということを盛んに言われますけれども、職員の皆さん方もいい意味での付度、村長の思いをしっかりと受けとめてやってくれているんだろうというふうに思います。付度というのが非常に悪いことで最近に使われておりますが、西米良村では立派にそういう首長の思いをやっておるということで、これ以外にも常に選挙ではトップレベルの投票率、それから、村税の100%納入、これは恐らく日本一だろうというふうに思いますが、日本一が西米良には3つあると言っても過言ではないというふうな思いがしておりますので、これについては、職員の皆さんの頑張りを大いに評価をしたいというところでもあります。

それから一般会計につきまして、これも下のほうですけれども、歳出で、高齢者の運転免許の自主返納事業は県下に先駆けた取り組みで、全国的に高齢者の運転ミスで悲惨な事故が多発する中に、交通安全対策にも大きな効果をもたらすと期待される事業だと思います。反面、返納される方々は、地域柄、大きな不便も感じておられると思われま。平成29年度までに13名、平成30年度には5名の方が返納され、一

人あたり14万4,000円のタクシー券の交付を受けられていますが、利用額は平均で3万600円ということであります。最大利用者が9万2,500円ということでも、全く使われなかったという方も6名おられます。中には途中で亡くなられた方もおいででありますけれども、1年間の有効期限の中で、大半が失効しているというようなことで、ほとんどの方がタクシーの券の75歳以上の受給資格を持っておられる方でありまして、なかなか使い切れないというのが現状だろうというふうな思いもしております。

タクシーの業者さんにいろいろ話を聞きますと、ぼくら毎日できん部分もあつとよな、という話をされておりましたが、利用者の方には非常に便宜を図って、どこそこに行ったときには買い物の手伝いをしたり、用件が終わるまでずっと待って、一生懸命協力はしとるつもりだという話はしておられました。そういうことではあります。ですが、できるなら、1年間の有効期限を2年ぐらいは使えるというように延長する。あるいは金額も減らしてでも、村内で活用できる商品券として使えるような対応はないものだろうかというふうな思いであります。

それから次のページに行きまして、このところ毎年発生する自然災害で、第三セクターの米良の庄、先ほどからも報告がありましたけれども、非常に厳しい状況が続いております。そうした中で、特に温泉施設は光熱費の増が運営にも響いているということでもあります。光熱費削減のために、温泉の汲み上げのパイプを少し大きくして、量を増やして、冷えないうちに温泉の中に取り込みたいというような思いもあるような話がありました。ただ、先だって新聞で、高千穂町の温泉が30年ぐら経過して出らんようになったというか、温泉の成分が無くなって、水もぬるくなってしまったという話なんです。それで、西米良の当初に掘ったとき、ちょっと私、財政を担当しておりましたけども、溜まり水のようになるとるんだ、という話でありました。それがいつなくなるかわからんと。汲み上げていくとですね。で、新聞のニュースでありますように、その溜まっとる部分が、また満タンになるには約30年以上かかるというようなことで、入ってくる部分と汲み上げる部分のバランスが大きく崩れたときにはどうなるかということは、十分想像できますが、そういうことを勘案したときに、今後、キャンプ上等の整備も進められる計画もありますので、その前に1回、現状を

調査する必要はないだろうかというようなことであります。

最後に、総括ということで、これは全文朗読させていただきたいと思いますが、一般会計、特別会計ともに村長を中心に村の発展、村民の幸せを求めて努力され、村の重要施策であります定住人口対策により、令和元年7月1日現在の登録世帯は581戸、登録人口は1,137人となって、なんとか1,100人台を維持していますが、同じ元年の4月1日に県の統計課が発表した現に西米良に住んでいる現住人口は、1,018人ということであります。世帯数は506戸となっており、このままでは、1～2年後には現住人口は1,000人を割るのではないかと思います。一方毎月の村のお知らせに掲載される村内の施設や企業が求める求人人口は30人余りで、人手不足は慢性化の状況にあります。昨年も定住対策として、なんとしても1,000人を維持してほしいとの思いから、介護職など西米良村が必要とする人材を、給付型の奨学金を支給して要請し、村に帰ってきてもらう制度を考えてはと提言をしたところであります。現に宮崎市の認定保育所の支援を受けて、今年度高校を卒業した人が支援を受けて保育所の先生を目指している人もおるという話を聞いております。5年間働けば返さんでいいということで、ぜひ5年後には西米良に帰りたいんだという話でありましたけれども、5年後には向こうも懸命に引き止めますし、思いどおりにいくかどうか、そういうものを考えるときに、そうしたものはどうなるんだろうかなというふうな思いであります。そういう思いを込めましての、決算審査の意見のまとめとさせていただきます。

次に西米良村の財政健全化審査及び地方公営企業の経営健全化について報告をさせていただきますと思いますが、別紙の意見書をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、ページをめくっていただきますと、審査の結果、この数値が出ておりますけれども、この数値を見る限りでは全く問題なく、健全財政であると判断をいたしております。1、2、4につきましては数字が出ておりません。当然赤字もありませんので、数字が出てこないのは当然であります。3番目の資金不足率につきましては、これは地方公営企業の対象となる公営企業が、簡易水道事業、それから下水道事業ですけれども、ともに資金不足は発生しておらず、健全な財政運営が行われておると判断をしております。下水管改善に関する事項につきましては、この会計

の審査の中で申し上げたとおりであります。経常収支率が年々上がっておるということ意識しながら財政運営が図られるべきであろうということであります。以上報告をさせていただきました。終わります。ありがとうございました。

○議長（濱砂 恒光君） ただ今、代表監査委員からの報告が終わりました。

黒木代表監査委員におかれましては、長期間にわたり、大変お疲れさまでした。

日程第 8. 報告第 4 号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 8、報告第 4 号西米良村における財政の健全化判断比率及び地方公営企業の資金不足比率についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第 4 号西米良村における財政の健全化判断比率及び地方公営企業の資金不足比率等について、ご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の長は毎年度実質的な赤字や第三セクターなどを含めた実質的な将来負担等の指標を議会に報告し、公表することとされておりますので、ただ今報告をいたすところであります。なお、この数値につきましては、ただ今監査委員からの審査のご報告のとおりではございますが、改めて報告いたします。

まず、健全化判断比率につきましては、各指標のうち実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率ともに早期健全化基準を下回る結果となっており、指標としては発生をいたしておりません。また、実質公債費比率につきましては 5. 3 %で早期健全化基準の 2 5 %を下回っておりまして、健全な財政運営を行っているとは判断されているところでございます。さらに資金不足比率について見ますと、対象となる公営企業において、資金不足は発生しておりませんので、この指標につきましても健全な事業運営がされているところであります。

以上を申し上げまして、西米良村における財政の健全化判断比率及び地方公営企業

の資金不足比率についての報告といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。この件については、以上で終了します。

日程第 9. 報告第 5 号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 9、報告第 5 号専決処分した事件の承認について（平成 31 年度西米良村一般会計補正予算（第 4 号））を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第 5 号専決処分した事件の承認について（平成 31 年度西米良村一般会計補正予算（第 4 号））、提案理由をご説明申し上げます。

本案は令和元年8月5日付けで行いました、平成 31 年度西米良村一般会計補正予算（第 4 号）にかかる専決処分につきまして、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は 362 万円を追加いたしまして、歳入歳出ともに 30 億 9,135 万 4,000 円とするものであります。歳入につきましては、今回の補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金から所要額を繰り入れるものであります。歳出につきまして申し上げます。社会教育総務費 12 万円の増額につきましては、九州ブロックスポーツ少年団剣道大会において、西米良中学校生徒の出場を支援するための経費でございます。公共土木施設災害復旧費 350 万円の増額につきましては、災害査定に間に合わせるために、村道木之口線の災害復旧工事にかかる測量設計委託費を計上させていただいたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。報

告第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、報告第5号専決処分した事件の承認について（平成31年度西米良村一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第38号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第10、議案第38号西米良村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第38号西米良村税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、令和元年10月1日以降に施行されます法律の改正に合わせて、西米良村税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正点といたしましては、令和2年1月1日から施行されます、個人村民税の非課税処置としまして、子どもの貧困に対するための独身児童扶養者を非課税対象者化するために、扶養親族申告書の記載事項へ追加をするというものであります。

また、令和3年1月1日から施行されます改正といたしましては、個人村民税の非課税処置の範囲の拡大として、単身児童扶養家庭の経済的支援の充実を図るため、非課

税の範囲内に児童扶養手当を支給している単身児童扶養者を追加するというものです。

次に令和元年10月1日から施行されます、軽自動車税の改正でございますが、現行のグリーン化特例軽減課税の適用を2年延長するとしたものでありまして、あわせて令和3年度及び令和4年度に新車登録した自家用軽自動車のうち、電気自動車、天然ガス自動車に限定してグリーン化特例を適用するというものであります。また、令和元年10月1日に廃止されます自動車取得税に代わりまして新設されます、軽自動車税の環境性能割につきましては、燃料性能等に応じて課税対象とする規定を設けるものであります。この新設します環境性能割の税率につきましては、消費税引き上げに伴う自動車取得時の負担を緩和し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した新車、中古車の自家用軽自動車について、環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するというものであります。

以上、議案第38号西米良村税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますが、詳細につきましてはご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第38号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第38号西米良村税条例等の一部を改正する条例については、原案の

とおり可決されました。

日程第 11. 議案第 39 号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 11、議案第 39 号西米良村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第 39 号西米良村印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳施行令の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布されたことに伴い、本村が備える住民基本台帳に記載されている者で、婚姻などによりまして氏に変更があった者が、申請によって任意の旧氏を住民票やマイナンバーカードに記載することが可能となる改正にあわせて、住民基本台帳の記録データを共有します印鑑登録業務において、併記可能とする条例の一部を改正するというものであります。改正内容といたしましては、申請によりまして住民基本台帳に記載されました旧氏の印鑑が登録可能となるほか、印鑑証明にも変更後の氏とともに旧氏の併記が可能となります。旧氏が併記されることで、氏の変更後に行う手続きの際、証明提出などの軽減、その他条文の改正所要の規定の整備をするものであります。

なお、今回の改正につきましては、令和元年11月5日から施行されることとなります。

以上、議案第 39 号西米良村印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして担当課長をして説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第 39 号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第39号西米良村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第40号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第12、議案第40号菊池奨学資金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第40号菊池奨学資金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は菊池氏の遺徳を顕彰し、教育の進展を図るため、高等学校等の高等教育機関に進学する生徒への学資を貸し付ける制度でございます。現状で貸付継続年限を4年としているところでありますが、短期大学や専門学校等の卒業まで学生の援助が可能となるよう、5年に改正をするものであります。

以上、議案第40号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第40号について質疑はありますか。

○議員（5番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、上米良 玲君。

○議員（５番 上米良 玲君） 菊池奨学資金の年限を４年から５年に変更すると。これはですね、大変専門的な知識を学んだ子たちがですね、本村に帰ってきて頑張ってもらおうと、大変ありがたいことだと思っております。これに加えて大学ですね、大学は４年ということで、プラス２年になるんですが、５年ではなく７年という話は出なかったのかなと思っております。その辺のことをどのようにお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） お答えします。目的につきましてはそこに書いてあるとおりでありまして、先ほど監査委員からのご指摘がありましたとおり、専門職を手につけたものが帰って来られる状況を、よりつくり上げるということで、改正をさせていただいたところであります。現在、平成２１年度の記録が貸付者数は５５名なんですけれども、免除者が３８名ということになりまして、かなり効果が出てるのではないかなというふうに思っています。いわゆる、帰ってくれば免除になるという形であります。ただ、７年にした場合ですね、貸し付けと同時に返済も出てまいりますので、多額の返済を求められる生徒が出てくることがありますので、現時点では５年を上限として、帰ってくる者についてはいいんですけども、村内に帰らないで村外に移住、住居をもつ者については返済がなかなか厳しくなるのではないかなということがありまして、５年という期間にさせていただいたところであります。

○議員（５番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ５番、上米良 玲君。

○議員（５番 上米良 玲君） 今の返答をいただきまして、わかりましたんですが、子ども達のなかにはですね、よそで何年か修行をしてですね、帰って来たいという子たちもいるのですが、その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱砂 恒光君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） 菊池奨学資金の基本的な目的ですね、そのことを考えながら、年限については最小でとどめておきたいと。将来帰ってきても、帰ってくればそこで奨学資金の返還は免除されるということですので、どの子にも公平公正にそのメリットが受給できるということを考えた上での判断であります。推移を見なが

ら、今後また検討していくことはあり得るかと思いますが、議員おっしゃるような目的であれば、別の考え方、菊池奨学資金は菊池奨学資金として、また別立てで考えていくことが適切ではないかなというふうに考えておりまして、私ども菊池奨学資金については、こういった考え方で判断をさせていただいているところであります。

○議員（５番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ５番、上米良 玲君。

○議員（５番 上米良 玲君） 了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４０号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４０号菊池奨学資金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第１３．議案第４１号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第１３、議案第４１号財産の取得についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第４１号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件の用地は大字板谷にございます山林でございまして、所有者と森林整備センターとの分収林ということになります。村有林にも隣接しておりまして、今後作業路の開設に当たり、利活用の高い土地であると判断しましたので、購入に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例３条の規定に基づき、提

案をさせていただくものであります。

土地の合計面積は7万1,529平方メートル。立木の内訳といたしましては、スギ5,173本、ヒノキ118本、合計利用材積を2,014立方メートルと見込んでいるところであります。土地の購入金額につきましては、50万703円。立木購入金額につきましては、森林整備センターとの分収割合10分の5を乗じた195万4,519円の購入を予定をいたしているところであります。

以上、議案第41号の財産の取得につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第41号について質疑はありませんか。

○議員（4番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、白石 幸喜君。

○議員（4番 白石 幸喜君） それでは担当課長にお伺いをいたします。今、村長のほうから提案理由のご説明がありましたけれども、スギ、ヒノキについては本数等がありましたが、それぞれ立米数がわかれば教えていただきたい。それと林齢がどれくらいであるのかということをお願いしたいと思っております。それからもう1点、作業道の開設にも今後重要な土地であるということございしましたが、具体的に作業道の開設計画等があるのかどうか、3点伺います。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） ただ今のご質疑にお答えしたいと思います。材積のほうですけれども、全体ですと、2,625.65平米を見込んでおります。ちょっと今手元に林齢の資料がなかったものですから、林齢については、また後ほどご報告したいと思います。それから作業道の今後の計画についてですけれども、今回取得します土地の先に旧公団道林の西米良村の分収林がございます。現在、今回購入します作業道のところに今道が入っているんですけれども、その後、今後の分収林の搬出にあわせて、公団のほうと作業道ですと、開設についても計画しているところでございます。以上です。

○議員（４番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ４番、白石 幸喜君。

○議員（４番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。スギとヒノキそれぞれの立米数等を教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） すみません。スギのほうがですね、３，２１４立米、それからヒノキのほうが約７１立米となっております。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４１号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４１号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第１４．議案第４２号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第１４、議案第４２号平成３１年度西米良村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第４２号西米良村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は西米良村の防災行政無線のデジタル化に伴う整備工事のうち、本年度実施を予定しております役場親局及び源五郎峠の中継局、各地区に設置する屋外子局等の同報系の工事請負契約でございます。

去る8月の8日、指名競争入札を執行しました結果、落札に至りましたので、この契約に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき、本議会に付議し、その承認をお願いをいたすものであります。

それでは、工事請負契約の内容について、別紙を朗読いたします。

工 事 名：平成31年度 西米良村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事

工事場所：西米良村大字村所15番地外

請負業者：エコー電子工業株式会社 本社部長代理 守 正幸

請負金額：2億2,212万3,205円

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第42号について質疑はありませんか。

○議員（4番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、白石 幸喜君。

○議員（4番 白石 幸喜君） 担当課長にお伺いをいたしますが、完成までの計画、予定を伺います。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） それではただ今のご質問にお答えしたいと思います。一応今回の工事につきましては、一応契約上本年末までということにしておりますけれども、この施設をつくるためのですね、いろんな機器等の構築等にちょっと時間がかかりまして、最終的には来年度のですね、4月5月上旬ぐらいにですね、完成を目指して進めていきたいというふうに考えております。製作がそれぐらいになりまして、機器の整備、また既存施設の撤去等を踏まえますと、同報系だけで6月7月ぐらいまでの期間ということになる予定となっております。

○議員（4番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、白石 幸喜君。

○議員（4番 白石 幸喜君） 了解いたしました。あともう1点ですが、今の防災行

政無線と変わるところ、改善されるところといいますが、デジタル化にしないといけないという条件はあったと思いますが、今の既設の無線とどう違うのか、変わってくる箇所を教えてください。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） ただ今のご質問ですけれども、今回のデジタル化の新設に伴いまして、変わるというところはですね、まず今までのアナログ波からデジタル波に変わるということで、音質がクリアになるということが1つになります。ただこれにつきましては、デジタルの電波というのはですね、直進性が高いものですから、本村の地形的なものでいうと、今までなんとか乗り越えていた波がですね、ちょっとしたところでも止まってしまうという性格もございまして、事前の調査においては、ある程度今まで同様の範囲内で確保はできるということは聞いているところなんですけれども、それはちょっと使ってみないとわからないという部分も実際はございまして、今のところ、そういったことになります。

また同報系の各子局の屋外ラップですね、今現在16局あるところをですね、18局に増設をします。増設される場所としては、一応予定としては、村所轟八重付近に1箇所、それと以前の台風災害でなくなっておりました八重の集落、そちらのほうに追加ということで、整備をする予定にしております。こちらにつきましても、新しい機械になるということですのでですね、音質の届く範囲がですね、かなり強くなるというようなことで聞いております。以上です。

○議員（4番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、白石 幸喜君。

○議員（4番 白石 幸喜君） 了解いたしました。多くのやはり夏とか川遊びによそから来られる方もおりますので、川の増水の情報とか、村民のための情報というのもしっかり届くようになるということだと認識をしました。了解しました。

○議員（3番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、中武 智和君。

○議員（3番 中武 智和君） 担当課長にお尋ねをいたします。今の質問と関連にはなるんですけれども、予算を措置される場合、それから設計委託をする際にですね、同

じょうなことは聞いているんですが、やはりカバーしきれていない部分というのは、まだ国道沿いであつたり、道沿いであつたりであるという話を以前からさせていただいて、今回デジタル化をされると。各地区に設置する分というのもある程度質量が高くなっているという話ではあったんですけども、そういった部分で、どの程度まで、沿線沿いで今まで入らなかったところが、カバーできるようになるかとかですね、以前からちょっとお願いをしていました、入らないところだったら、昔よくありましたPHSだったら電柱の上にアンテナが立っていて、あれがずっと中継していくような形があるよね、というのが昔からありますので、ああいったようなこと等をですね、検討された結果を踏まえて、今回の実際の工事契約に至っているのかどうかという点について、もう1回お尋ねをいたします。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） 一応消防の幹部会等でもですね、そういった話題も出していただいております、特に移動、ちょっと今回の工事ではありませんけど、移動系のほうの範囲になりますと、村内の東部地区が入りづらいというようなご意見がございました。こちらにつきましては、どうしてもですね、現在の親局が役場にありまして、それを源五郎峠のほうに中継局をつくって、飛ばすというのがですね、いちばん現実的であるということですね、ほかの案として、天包山のほうに中継局を上げるということも案として挙がったんですけども、逆に平野部のほうに飛びすぎたりとかですね、逆に西側のほうに入ってこなかったりということで、今のところ、中継局を源五郎峠にするということやってですね、概ね現状とほぼ同等もしくは入りやすいところも増えますし、逆に今まで入っていたところも入らなくなる可能性もあるというところはですね、調査会社のほうからは聞いているところであります。それも踏まえてですね、移動系のほうの無線の中でですね、特に西側のほうがちょっと入りづらいというところが今までありましたので、来年度までのですね、検討としてですね、こういったアンテナの設置の仕方がいちばんベストかというところをですね、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議員（3番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、中武 智和君。

○議員（３番 中武 智和君） 了解しました。ぜひですね、その同報系をしっかりと移動系に連携できるように、今後も検討いただければと思います。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４２号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４２号平成３１年度西米良村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第１５．議案第４３号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第１５、議案第４３号平成３１年度西米良村一般会計補正予算（第５号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第４３号平成３１年度西米良村一般会計補正予算（第５号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に１億２，８９０万６，０００円を追加し、歳入歳出ともに３２億２，０２６万円とするものであります。補正の主なものといたしまして、歳入で国庫補助金１，７３０万７，０００円の増額や、県補助金１，７５４万９，０００円などの増額、民生費における各種システムの改修や、災害復旧事業に伴う補助金などを計上いたしましたところであります。

次に主な歳出といたしましては、まず全般事項といたしまして、職員の異動に伴う人件費の増減を調整させていただきました。総務費は村政施行１３０周年記念式典の充実を図るための追加経費として、１１９万９，０００円のほか、企画費においてホイホイ便運営事業に係る補助金４７万９，０００円を計上しております。商工費は村

政施行130周年記念プレミアム商品券事業の経費として1,171万7,000円などを計上いたしました。消防費は地域防災計画及び当該計画と密接に関連が必要となっており、国土強靱化計画等の策定事業に1,346万6,000円などを計上いたしましたところであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第43号について質疑はありませんか。

○議員（4番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、白石 幸喜君。

○議員（4番 白石 幸喜君） それでは担当課長にお伺いをいたします。22ページになりますが、委託料の消防費の中ですけれども、地域防災計画改定等業務委託ということで、1,300万円ほど計上されてございます。これにつきましては、本村の防災マニュアル等を生かす重要な計画であろうかというふうに考えておりますが、一応、災害対策基本法に基づいて、定期的に見直されているというふうに認識をしておりますけれども、市町村でそれぞれ計画は違ってくるというふうに思いますが、本村での大きな改定内容があれば伺いたいというふうに思います。今回の改定内容で。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。今回平成24年度修正が前回版でございまして、今年度防災計画の見直しということになるかというふうに思っておりますけれども、特に全般的にですね、大分情報データ等も古くなっていることと、現在、近年の災害において、国の警戒レベル等ですね、基準等も高まっているということで、総括として見直さないといけないということがまず第一義的にございます。また、今回「等」と書いてあるところがですね、一度、国土強靱化計画というのを今年度中に作成を進めていかないといけないというような背景がございまして、一体的に進めるために今回委託を行いまして、速やかに作成を進めていくということですね、今回の予算計上をさせていただいているということです。以上で

す。

○議員（４番 白石 幸喜君） 了解しました。

○議員（３番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ３番、中武 智和君。

○議員（３番 中武 智和君） それでは担当課長にお伺いをいたします。まず１点目です。１２ページになるんですが、情報制作費で委託料１，１０２万９，０００円ということで計上がなされております。今回の委託料についての内容をお伺いをしたいと思います。同じく１２ページですが、企画費の中の負担金補助及び交付金でホイホイ便の運営事業補助金ということで計上がなされておりますが、今回の補助事業の内容についてまた、お尋ねをいたします。それからですね、１９ページになるんですが、農業振興費のですね、ハウス強靱化緊急対策事業補助金６６万５，０００円ということなんですけども、これは既存施設の何か強化というか維持、補修ではないでしょうけど、そういった強化対策に使われるのかどうか。それと以前から新規就労者の話があったんですが、その点については現状どうなっているかというのも、あわせてお伺いをしたいと思います。それから最後なんですけども、２０ページの観光費であります。この中に西米良PR等広告料ということで、４００万円が新たに計上されておるんですけども、テレビ等の広告ということで説明はなされておりますが、こういった内容でどこが行うとかですね、このタイミングでまた、こういった新たなテレビCMを打つということで、どのような内容だったのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ただ今の３番、中武 智和議員のご質問にお答えいたします。まず１２ページ、委託料の、これは予算の組み換えの件ですけれども、こちらはですね、携帯電話エリア整備事業ということで、越野尾の八毛巻地区にですね、基地局の整備を行う事業でございます。当初ですね、見積り段階ではですね、工事請負費ということで計上しておりましたけれども、今回事業を行うに当たりですね、内容を精査させていただいた結果ですね、委託分と備品購入分がですね、含まれておりましたので、今回ですね、工事請負費のほうから委託料及び備品購入費のほうにです

ね、予算の組み換えを行ったものでございます。

次に、ホイホイ便の運営事業についてですけれども、こちらがですね、西米良村村営バスを用いた、いわゆる客荷混載のですね、事業を展開するということで考えておるところでございます。現在西米良村とですね、宅配業者、3社ございますけれども、大手3社ですね、と西米良村で今協議会をつくっております、そこでずっと協議を行いまして、今年の3月にも実証実験を行ったところでございます。具体的にはですね、村所地区のほうから小川地区のほうのですね、この路線のほうにですね、宅配便とまた郵便物もですね、一緒に小川の分につきましてはそちらの村営バスと一緒に人と物を載せるということで、混載ということで、一緒に宅配便等も載せて、配達を行い、小川に配達員を配置する計画ですけれども、その方が小川地区の各戸に物を持って行くということで、現在計画しておるところでございます。

続いて、むら創生関係はですね、もう1点ございましたので、20ページの観光費、西米良村PR等広告料の400万円の補正の分ですけれども、こちらがですね、5月の国道の通行止め等もありまして、各観光施設がですね、大きな打撃を受けております。新しく開設しましたステラスポーツさんもですね、ちょうど5月1日からのオープンでしたけれども、そういった影響も受けて、村内の観光施設が非常に、通行止めの影響を大きく受けたところでございます。それに対して、長雨、台風等の影響をですね、非常に観光客が減少している状況をですね、打破するために、いわゆるテレビ、UMKとMR Tのほうになりますけれども、こちらのゴールデンタイムに西米良村の広告を流すということで、今回計上させていただいております。なおですね、こちらは8月のいちばんの夏ですね、いちばん観光客が西米良を訪れていただける時期に、そういった災害等もございましたので、緊急を要するためですね、実際予算のほうをですね、前倒しで執行させていただきまして、その分で既にCMのほうを打たせていただいております。そのため、その分をですね、今回の補正でですね、させていただいたということで思っております。もとい、現在のですね、予算はですね、使わせていただきまして、不足が生じておりますので、その分を今回補正させていただいたものでございます。大変申し訳ございません。私のほうからは以上です。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） それでは、農林振興課関係のハウス強靱化緊急対策事業の補助金のご質問についてですが、本事業は既存のカラーピーマンのハウスになりますけども、作物荷重、それから廃棄設備を整えまして、災害時に強いハウスをつくるということですね、今回事業を計画しているところであります。

それから新規就農者の方は、カラーピーマンの新規就農の方ですか。現在6月までですね、研修を終えまして、村内のカラーピーマン農家さん等を中心にですね、作業をしながら次の準備を進めているところです。現在の計画ですと、今年度は既存のカラーピーマンの農家さんのハウスを1つお借りしまして、来年度生産にかかる。それをしながら来年度にですね、新規に自分たちのハウスを建設して、正式に就農していくという形でですね、今計画しているところであります。以上です。

○議員（3番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、中武 智和君。

○議員（3番 中武 智和君） 委託料と備品購入費に組み替えた工事請負費については了解をいたしました。それから広告料についてもですね、まだこれからいろいろと西米良村をPRしていくことがあろうかと思しますので、ぜひまた有効に活用していただければと思います。それからカラーピーマンについても了解をいたしました。既存施設の補修ということで。新規就農者の方も順調に先に進まれているということで、非常に喜ばしいことだと思ったところであります。

それから最後なんですけど、ホイホイ便については、事業内容についてはご説明いただいたとおりでと思うんですけども、これ、大変申し訳ないんですけど、当初予算では措置していなかったんですけどか、ちょっと私がど忘れしたものですから。今回何でしょうか、委託先というか、また、そういうものがやっと調ってこの補助金を流すことになったのか、それとも既にあったものにさらに追加で乗つけたのか、金額を乗せたのかという、そこについて一応確認です。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 失礼いたします。今の件についてですけれども、実際ですね昨年度3月から実証実験等を行っております。それにつきましては、昨年度は県の補助のほうですね、事業を行わせていただきまして、予算的にもそちらで対

応させていただいたところなんですけれども、今年度ですね、本格稼働をするに当たりまして、そういった事業費関係をですね、精査しまして、西米良村と宅配業者3社とですね、協議を行いまして、その負担金をそれぞれ負担するということに決定いたしました、その額を今回計上させていただいたということで、了解いただきたいと思います。

○議員（3番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、中武 智和君。

○議員（3番 中武 智和君） 了解しました。ホイホイ便、いろいろと現地で配られる方もですね、なかなか大変だという話等もいろいろ聞くこともある話ですので、ぜひですね、効率的に荷物が運んでいって、しっかりと意味が残るような形でやっていけるように、今後とも引き続き継続してやっていけるようなホイホイ便になるように、今後ともいろいろ研究を、まずはしていただければと思います。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今の3番、中武 智和議員の関連で補足説明をいたします。実は将来を見通したときに、今の宅急便制度が、今のように末端まで行くのかというのが、非常に不安視をされております。従いまして、やっぱり地域の中でどれだけ自分たちの手でそれらがカバーできるかというのを、今試行しているというのがこのホイホイ便であります。よそではほとんどやっていないと、まだ、思っております。従いまして、村有のバスでございますから、それを使うことが可能だということ。それから、小さな集落については、例えばもう1週間に1回しか行かないということになっても大変困りますので、今の機能をどう維持するかということで、試行錯誤してまいる予定でありますので、ご理解やらご支援賜りたいと思います。

○議員（7番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 7番、上米良 秀俊君。

○議員（7番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いいたします。村政130周年事業で、プレミアム商品券を発行されるということでございますけれども、大変地域も村も元気になるのではないかなと思います、実施時期とですね、この内容についてお

伺いしたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 7 番、上米良 秀俊議員のご質問に答えさせていただきます。まず時期ですけれども、今年度130周年記念ということでですね、11月の式典が計画されておりますけれども、その後に実施する計画でおります。中身についてですけれども、もちろん130周年記念ということでですね、今回プレミアム分がですね、実際1冊1万3,000円の商品券が付きまして、これを1万円で購入できるということで、3割がプレミアム分ということで考えております。但しといいますか、一応ですね、1世帯当たりになりますけれども、一応10冊まで、13万円分のもので、商品券ということでですね、販売額が10万円までということになりますけれども、一応ですね、そこまで購入可能ということで、現在は進めているところでございます。以上です。

○議員（7 番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 7 番、上米良 秀俊君。

○議員（7 番 上米良 秀俊君） ありがとうございます。それこそ、これをするこ
とによって、村商工会、村所の町も本当に元気になると思いますので、楽しみにして
おきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第43号平成31年度西米良村一般会計補正予算（第5号）は、原案
のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 44 号

日程第 17. 議案第 45 号

日程第 18. 議案第 46 号

日程第 19. 議案第 47 号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 16、議案第 44 号平成 31 年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第 1 号）、日程第 17、議案第 45 号平成 31 年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第 1 号）、日程第 18、議案第 46 号平成 31 年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第 2 号）、日程第 19、議案第 47 号平成 31 年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）の 4 議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今、議案第 44 号、45 号、46 号、47 号一括上程をいただきましたので、まず議案第 44 号から提案理由の説明を申し上げます。

議案第 44 号、平成 31 年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ 1,871 万 4,000 円を増額し、総額を 2 億 7,908 万 1,000 円とするものであります。まず歳入について申し上げます。県支出金 59 万 4,000 円の増額は、直営診療施設会計繰越金の増額に伴うものであります。次に歳出について申し上げます。諸支出金 59 万 4,000 円の増額は、西米良診療所の備品整備に係る増額でございます。以上、補正予算の概要について申し上げましたが、本案は先に開催いたしました国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでもございます。

次に、議案第 45 号、平成 31 年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ 4 万 1,000 円を増額し、予算総額を 2 億 5,984 万 1,000 円とするものであります。まず、主な歳入についてご説明申し上げます。一般会計繰入金 635 万 8,000 円の減額は、繰入金の確定によりま

して、財源調整をいたしたものであります。次に主な歳出についてご説明申し上げます。診療所一般管理費の委託料7万3,000円につきましては、基準の改正に伴う医療ガス設備の点検回数増によるものであります。以上、補正予算の概要について申し上げますが、本案につきましても、先に開催いたしました、西米良村国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでもございます。

次に議案第46号、平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ2,867万1,000円を増額し、総額を2億4,187万7,000円とするものであります。まず、歳入についてご説明申し上げます。繰入金137万3,000円の増額は、平成30年度実績に伴う地域支援事業費分追加交付7万1,000円と、消費税増税に伴う低所得者保険料軽減拡張に係る追加交付分130万2,000円でございます。次に歳出について申し上げます。総務費42万2,000円の増額は介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。以上が概要でございます。

次に、議案第47号、平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ101万1,000円を増額し、総額を2,468万4,000円といたすものであります。歳入についてご説明申し上げます。繰越金101万1,000円の増額は、前年度からの繰り越しによるものであります。次に歳出について説明を申し上げます。諸支出金101万1,000円の増額は、前年度事業の確定により一般会計へ繰り出すものであります。以上、補正予算の概要でございます。

以上、議案第44号、45号、46号、47号につきまして、それぞれご説明申し上げますが、ご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第44号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４４号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４４号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４５号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４５号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４５号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４６号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４６号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４６号平成３１年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４７号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４７号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４７号平成３１年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第２０．議案第４８号

日程第２１．議案第４９号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第２０、議案第４８号平成３１年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第１号）、日程第２１、議案第４９号平成３１年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第１号）の２議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第４８号並びに第４９号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第４８号平成３１年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は歳入につきましては前年度からの繰越金９１万４、０００円を計上いたしましたが、同額を一般会計に繰入金で減額するものでございます。従いまして、既定の予算６、１１４万５、０００円の変更はございません。以上でございます。

次に、議案第４９号平成３１年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は歳入につきましては前年度からの繰越金１３７万５、０００円を計上いたしておりますが、同額を一般会計繰入金で減額するものでありまして、先ほどと同じであります。既定の予算総額の２、５４１万２、０００円に変更はございません。

以上、議案第４８号並びに第４９号の提案理由の説明でございます。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第４８号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４８号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４８号平成３１年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４９号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４９号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４９号平成３１年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第２２．議案第５０号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第２２、議案第５０号西米良村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第５０号西米良村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在の委員のうち１名の委員の任期が令和元年９月３０日をもって任期満了となることから、別紙の者を継続し委員として任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。別紙を朗読いたします。

住 所：西米良村大字村所６４８番地１

氏 名：中武 節子

生年月日：昭和２２年８月１６日

なお、委員の任期は令和元年１０月１日から令和５年９月３０日までとなります。

以上、議案第５０号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご

質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第50号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。お諮りします。この採決は起立によって行います。本案に対し、原案同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱砂 恒光君） 賛成多数と認めます。

従って、議案第50号西米良村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第23. 認定第1号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第23、認定第1号平成30年度西米良村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、認定第1号平成30年度西米良村一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度の西米良村一般会計の決算額は、歳入総額29億5,538万2,000円に対しまして、歳出総額28億1,294万9,000円となり、実質収支は1億205万円の黒字となりました。主な財政指標の状況につきましては、自主財源比率は基金の繰り入れによりまして、3.2%増の39.5%。義務的負担額の大きさの一つの目安となります公債費負担比率は、0.1%増の11.2%。財政の弾力性の目安

となります。経常収支比率は、普通交付税の減少によりまして6.2%増の90.2%となりました。本年度予定しております認定子ども園整備やデジタル防災行政無線整備はじめ、キャンプ場リニューアル等の事業も控えておりますので、今後とも中長期的な財政事情を勘案し、自主財源の確保や計画的かつ効率的な財政運営に努めてまいり所存であります。

それでは主な歳入から申し上げます。歳入総額は前年度に比べまして0.02%の増となりました。地方交付税が減少した一方、新庁舎建設に伴う基金の取り崩し額が前年度を上回ったことが主な原因でございます。次に主な歳出を申し上げます。歳出総額は前年度に比べまして1.4%の減となりました。性質別の歳出では、義務的経費において、人件費は副村長の不在期間等によりまして1.2%の減。扶助費は障がい者福祉サービス費の減などによりまして、15.15%の減。公債費は償還元金の減少により、2.7%の減で、総額7億1,585万2,000円で、前年度比3.5%の減となっております。投資的経費は庁舎建設事業や公有林整備事業など、普通建設事業費の増によりまして、総額8億4,589万円で、前年度比8.8%の増となりました。また、厳しい財政状況でありましたが、今後の財政負担の軽減を図るために、財政調整基金に1億244万4,000円、ふたば園施設整備基金に8,219万4,000円、双子キャンプ場整備基金に1億円などを積み立てたところであります。

以上、認定第1号の概要について説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。認定第1号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第1号は、さらに審査をする必要があると思われますので「一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第1号は「一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定しました。

ただ今設置されました「一般会計決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名します。

委員長 上米良 秀俊君、副委員長 上米良 玲君、委員 濱砂 征夫君、白石 幸喜君、中武 智和君、児玉 義和君、黒木 竜二君の7名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、「一般会計決算審査特別委員会」の委員は、ただ今の指名のとおり選任することに決定しました。なお、特別委員会は、この会期中に限り付議された事件の審査終了までといたします。

日程第24．認定第2号

日程第25．認定第3号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第24、認定第2号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第3号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳入歳出決算認定についての2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、認定第2号並びに認定第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、本村国民健康保険事業の概要でございますが、平成30年度末の被保険者数は273名、世帯数が172世帯で、前年度と比べまして、28人16世帯の減となりました。医療費の状況につきましては、総額は9,869万9,468円で、前年

度と比較いたしますと、１３６万４，０４７円、１．４％の増となっております。一人当たりの医療費は４１万１，２１４円で、前年度の医療費４０万９５９円より１万２５５円、２．６％の増となり、県内２６市町村の中で１０番目に高いほうで、県平均より非常に高い位置にあります。

次に決算の概要についてご説明申し上げます。平成３０年度決算額は、歳入３億１６６万４，６４２円、歳出２億８，２８６万５，７６７円で、差し引き１，８７９万８，８７５円が次年度への繰り越しとなります。

主な歳入についてご説明を申し上げます。保険税は医療費分の所得割を０．２１％引き上げましたが、被保険者の減少によりまして、２，２９４万９，９００円で３５万４，０００円の減となりました。平成３０年度より国民健康保険制度の改正により、都道府県が財政運営主体となったことから、単純比較はなかなか難しゅうございますが、平成２９年度の国庫支出金、療養給付交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金の合計額は２億２，４００万２，７２８円に対し、３０年度は県支出金、県に一本化されまして、１億８，７８４万６，４６８円となりまして、３，６１５万６，２６０円の減となりました。次に主な歳出について申し上げます。国民健康保険事業費交付金は、県が財政主体となったことから、県に納付するものでございまして、３，５２８万４，８８３円となりました。保険事業費２，１８１万８，９５０円はがん検診や保健活動に係る人件費や諸経費、保健センター運営に係る経費で、前年よりも４８．９５％増加いたしました。これは公用車、フードモデル等、備品整備等並びに会計室の村民課が保健センター仕様となったこと等に伴う維持管理費の増加が主な原因でございました。

基金積立金３，２２７万５，０００円は、前年度繰越金を調整した後で、財源として積み立てました。３０年度末における積立金の現在額は１億５，３５５万円で、前年度比１，１９８万３，０００円の増となりました。以上、決算の概要について申し上げますが、本案につきましては、先に開催しました国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているものでございます。

次に、認定第３号平成３０年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、診療の状況でございますが、平成30年度の入院患者数につきましては、延べ1,754人で、前年度比241人の減となりました。歯科を含めました外来患者数につきましては、延べ1万1,381人で、前年度に比ばまして399人の減となりました。次に平成30年度の決算額を申し上げますと、歳入総額が2億8,704万7,382円。歳出総額が2億7,986万6,280円となり、差し引き718万1,102円が次年度への繰り越しとなりました。

まず、主な歳入についてご説明申し上げます。入院、外来、歯科収入及び一部負担金を合わせた収入は、9,157万7,405円となり、前年度に比べ7.0%の減となりました。次に、主な歳出についてご説明を申し上げます。医業費7,817万3,080円は、レントゲン等の高額医療機器の更新や病棟の療養環境改善に係る備品購入等があったこと等によりまして、前年度に對しまして、71.7%の大幅な増となっております。公債費92万9,124円は、診療所建設に係る起債の償還となります。平成28年度から既にピークを迎えておりまして、減額に転じているところでありまして、前年度比95.4%の減となっております。なお、先ほど監査報告にもありましたが、償還につきましては31年度が最終年度ということで、完済となる見込みであります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、本案につきましても、先に開催されました国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところであります。

認定第2号及び第3号につきまして、ご質疑に応じまして、それぞれ課長をして答弁をさせますので、それぞれご審議を賜り、認定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。認定第2号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第2号は、さらに審査する必要があると思われますので「保険事業特別会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査したいと思います、ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第2号は「保険事業特別会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することと決定しました。

ただ今設置されました「保険事業特別会計決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名します。

委員長 上米良 玲君、副委員長 中武 智和君、委員 上米良 秀俊君、濱砂 征夫君、白石 幸喜君、児玉 義和君、黒木 竜二君の7名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、「保険事業特別会計決算審査特別委員会」の委員は、ただ今の指名のとおり選任することに決定しました。なお、特別委員会は、この会期中に限り付議された事件の審査終了までといたします。

認定第3号について、質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第3号は、さらに審査する必要があると思われますので「保険事業特別会計決算審査特別委員会」に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第3号は「保険事業特別会計決算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

日程第26．認定第4号

日程第27．認定第5号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第26、認定第4号平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第5号平成30年度

西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算認定についての2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは認定第4号並びに認定第5号を上程いただきましたので、まず、認定第4号平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、本村の介護保険の概要でございますが、31年3月末における第1号被保険者数は486名で、前年度比12名の減となっております。そのうち介護サービス及び介護予防サービスを受けられる認定者数は75名で、前年度と比べて5名の減となりました。介護保険財政に大きな影響を与える、施設入所者に係る施設介護サービス費は、保険給付費全体の63.8%を占め、前年度と比べますと0.6%の減となりました。30年度の決算は、歳入合計2億2,542万5,305円、歳出合計1億9,512万6,433円となり、差し引き3,029万8,872円が次年度への繰り越しとなったところであります。

主な歳入についてご説明申し上げます。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業に係る費用の見込額に対する一定の負担割合で算出をされたものでございます。次に、主な歳出についてご説明申し上げます。保険給付費1億5,818万8,485円は、前年度比1,681万539円の減となりました。主な原因といたしましては、施設介護サービス利用者の減に伴うものであります。地域支援事業費2,218万91円は前年度比532万2,586円の増でございます。要支援者に対するデイサービスの充実や、介護保険運動教室の積極的な活動の展開等が主な理由でございます。また、地域包括支援センターの委託料等々もその中に含まれております。

以上、決算の概要について説明申し上げます。

次に、認定第5号平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度決算額は、歳入合計2,556万6,741円。歳出合計、2,449

万4, 507円となり、差し引き101万2, 234円を次年度へ繰り越すものであります。

次に、医療費の状況でございますが、医療費総額は2億7, 097万8, 130円で、前年度と比べまして、0.7%の減となりましたが、一人当たりの医療費は88万5, 549円で6.0%の増となっております。

主な歳入についてご説明申し上げます。保険料1, 080万6, 900円は前年度と比べまして、3.5%の増となり、引き続き100%完納が継続されておまして、納付者の皆様に感謝をいたすところであります。繰入金997万5, 000円は、総合システム保守料や消耗品等の事務費の繰り入れ及び低所得者の保険料軽減分を公費により補填する保険基盤安定繰入で前年度比42万9, 716円の減となったところでございます。次に、主な歳出について申し上げます。後期高齢者広域連合納付金は1, 783万9, 391円で、前年度と比較いたしまして、保険料軽減対象者の減少に伴い、27万4, 025円の減となりました。保健事業は285万1, 603円で、臨時雇用職員の人件費や検診委託料、がん検診助成金等でございます。前年度と比較いたしまして、臨時雇用職員の勤務実績の減などによりまして15万9, 058円の減となったところであります。

以上、決算の概要について申し上げたところであります。認定4号並びに認定5号につきましての提案理由は以上でございますが、ご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。認定第4号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第4号は、さらに審査する必要があると思われますので「保険事業特別会計決算審査特別委員会」に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第4号は「保険事業特別会計決算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

認定第5号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第5号は、さらに審査する必要があると思われますので「保険事業特別会計決算審査特別委員会」に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第5号は「保険事業特別会計決算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

日程第28. 認定第6号

日程第29. 認定第7号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第28、認定第6号平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第7号平成30年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定についての2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました認定第6号並びに認定第7号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第6号平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、本村の簡易水道事業の概要でございますが、平成30年度末の給水人口は、753人で、8か所の浄水場から給水をいたしているところであります。次に決算の概要について申し上げます。平成30年度決算額は歳入5,238万5,314円に対し、歳出5,047万2,642円で、実質収支が191万4,672円となりま

した。

主な歳入について申し上げます。水道使用料は1, 226万219円となり、前年度と比較いたしまして、2. 19%の減となりました。次に、主な歳出について申し上げます。給料職員手当等、共済費を含めた職員人件費は727万7, 453円。公債費が3, 203万983円となり、平成30年度末地方債現在額が3億8, 577万3, 573円となっております。

以上が認定第6号の説明でございます。

次に、認定第7号平成30年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

まず、本村の下水道事業の概要でございますが、平成30年度末の処理人口は431人で、区域内の98. 4%、また、村内における生活廃水処理人口は948人となり、48. 19%となっているところであります。次に決算につきまして申し上げます。平成30年度決算額は、歳入2, 536万3, 901円に対し、歳出2, 298万8, 482円で、実質収支が237万5, 419円となります。

主な歳入について申し上げます。下水道使用料707万7, 180円となり、前年度と比較いたしまして、3. 3%の減となりました。し尿前処理施設投入負担金は125万7, 000円となり、前年度と同額となっております。主な歳出についてご説明申し上げます。施設維持管理を含む委託料は490万3, 248円となり、前年度と比較し、27. 28%の増となりました。これは鶴地区下水道本管の一部を洗浄を行ったことによるものでございます。公債費は1, 131万2, 972円で年度末の現在高が9, 019万7, 466円となっており、令和12年度に償還が完了する見込みでございます。

以上、認定第6号並びに認定第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。認定第6号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第6号は、さらに審査する必要があると思われますので「水道事業特別会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第6号は「水道事業特別会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定しました。

ただ今設置されました「水道事業特別会計決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名します。

委員長 白石 幸喜君、副委員長 黒木 竜二君、委員 上米良 秀俊君、濱砂 征夫君、上米良 玲君、中武 智和君、児玉 義和君の7名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、「水道事業特別会計決算審査特別委員会」の委員は、ただ今の指名のとおり選任することに決定しました。なお、特別委員会は、この会期中に限り付議された事件の審査終了までといたします。

認定第7号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。

認定第7号は、さらに審査する必要があると思われますので「水道事業特別会計決算審査特別委員会」に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、認定第7号は「水道事業特別会計決算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午後 4 時47分散会
